

山口県報

令和元年
6月28日
(金曜日)

目次

- 規則
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………一
- 訓令
山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)……………二
山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………二
山口県職員印章取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………二
山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………三
職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課)……………三
○教委規則
山口県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則……………三
山口県総合教育支援センター規則の一部を改正する規則……………三
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………三
教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則……………四
山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則……………四
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………五
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………五
○教委訓令
山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………五
山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………五
山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………六
山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………六
○公安委規則
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則……………六
山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則……………七

- 金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………七
山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………七
山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………七
○公安委規程
山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程……………八
○監査規程
山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程……………八
○県議会規程
政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………八
政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………九
○県議会訓令
山口県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………九
○企業管理規程
山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………九
山口県企業局事業所庁内管理規程の一部を改正する管理規程……………一〇
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………一〇
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………一〇
山口県企業局職員印章取扱規程の一部を改正する管理規程……………一〇
山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程……………一〇
山口県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程……………一一
山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………一一



老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第十号様式までの規定中「日本工業規格A列々」を「日本工業規格A列々」に改める。

別記第十一号様式の添付書類中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 老人福祉法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

別記第十一号様式の備考中「日本工業規格A列々」を「日本産業規格A列々」に改める。

別記第十二号様式から別記第十四号様式までの規定中「日本工業規格A列々」を「日本産業規格A列々」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第十一号様式の添付書類中4を5とし、3の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。



山口県訓令第4号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 副 政

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「日本工業規格A列々」を「日本産業規格A列々」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

山口県訓令第5号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 副 政

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、別記第三号様式及び別記第五号様式中「日本工業規格A列々」を「日本産業規格A列々」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

山口県訓令第6号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 副 政

山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員記章取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列々」を「日本産業規格A列々」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

山口県訓令第七号

府 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局
山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年六月二十八日
山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式及び別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

山口県訓令第八号

府 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務品種育成に関する規程（平成二年山口県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。



山口県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月二十八日
山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会聴聞手続規則（平成六年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「滯」を「滞」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第一号様式から別記第六号様式までの改正規定（「滯」を「滞」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山口県総合教育支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

山口県総合教育支援センター規則の一部を改正する規則

山口県総合教育支援センター規則（昭和四十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第四号様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第五号様式中「禁錮」を「禁錮」に、「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第六号様式の二から別記第十号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第十号様式の二から別記第十三号様式までの規定中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第十四号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第十八号様式から別記第二十一号様式までの規定中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第二十二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則
この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第十号様式の二から別記第十三号様式まで及び別記第十八号様式から別記第二十一号様式までの改正規定（「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産

業規格A列ケ」に改める。

別記第五号様式中「日本工業規格A列5」を「日本産業規格A列5」に改める。

別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十一号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第九号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十二号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格A列5」を「日本産業規格A列5」に改める。

別記第二号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第六号様式中

緊急文書
付せんは
り付かけ欄

を

緊急文書
付せん付
け欄

とし、「日本工業規格A列ケ」を「日

本産業規格A列ケ」に改める。

別記第七号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第十号様式中「日本工業規格A列5」を「日本産業規格A列5」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第六号様式の改正規定（「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める部分を除く。）は、令和元年六月二十八日から施行する。

山口県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県警察における国有物品の管理に関する規則（昭和三十九年山口県公安委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から別記第十七号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず類回収業に関する条例施行規則（昭和三十二年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第五号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第七号様式中「き損」を「毀損」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第八号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第七号様式の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山口県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第一号様式の三までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第二号様式から別記第四号様式まで、別記第五号様式の二から別記第五号様式の四まで、別記第五号様式の六及び別記第五号様式の七中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第五号様式の八中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第五号様式の九中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第五号様式の十中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第五号様式の十一及び別記第五号様式の十二中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「はり付け、」を「貼り付け、」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

列ケ」に改める。

別記第六号様式から別記第十号様式まで、別記第十二号様式から別記第十三号様式まで及び別記第十四号様式の二から別記第十五号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第十五号様式の二中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第十六号様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第十六号様式の二から別記第十八号様式の二までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第十八号様式の三中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第十九号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第二十号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第二十号様式の二から別記第二十六号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則
この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第五号様式の八から別記第五号様式の十二まで、別記第十五号様式の二及び別記第十六号様式の改正規定（「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会公文書取扱規程（平成十三年山口県公安委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山口県監査委員

山口県監査委員公印規程の一部を改正する規程

山口県監査委員公印規程（昭和三十九年山口県監査委員規程第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

山口県議会規程第一号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年山口県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「欄」を「条」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第一号様式から別記第三

号様式までの改正規定（「遷」を「燕」に改める部分に限る。）は、令和元年六月二十八日から施行する。

山口県議会規程第二号

政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十三年山口県議会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

山口県議会訓令第一号

局 中 一 般

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議務局処務規程（昭和四十四年山口県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第二号様式中

「緊急文書
付せんはは
り付け欄」

を

「緊急文書
付箋貼付
け欄」

び、「日本工業規格A列4」を「日

本産業規格A列4」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列

4」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第二号様式の改正規定（「口外」を「口外」に改める部分を除く。）は、令和元年六月二十八日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小 松 一 彦

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第三号様式中「日本工業規格A列5」を「日本産業規格A列5」に改める。

別記第四号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第八号様式中

「緊急文書
付せんはは
り付け欄」

を

「緊急文書
付箋貼付
け欄」

び、「日本工業規格A列4」を「日

本産業規格A列4」に改める。

別記第九号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第八号様式の改正規定（「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める部分を除く。）は、令和元年六月二十八日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局事業所庁内管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局事業所庁内管理規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局事業所庁内管理規程(昭和四十七年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第二号様式中「環」を「様」に、「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第二号様式の改正規定(「環」を「様」に改める部分に限る。)は、令和元年六月二十八日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第四号様式中「日本工業規格A列6」を「日本産業規格A列6」に改める。
別記第六号様式及び別記第七号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第八号様式中「日本工業規格A列6」を「日本産業規格A列6」に改める。

附則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の三中「予防接種又は健康診断を受けさせる」を「管理者が定めるその子の世話をを行う」に改める。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第十条第八号の三の改正規定は、令和元年六月二十八日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員印章取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員印章取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員印章取扱規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員証取扱規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、別記第三号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

山口県企業管理規程第七号

山口県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員被服等貸与規程（昭和四十年山口県企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「殿」を「様」に、「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第二号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定（「澤」を「森」に改める部分に限る。）は、令和元年六月二十八日から施行する。

山口県企業管理規程第八号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程（昭和四十年山口県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式まで及び別記第八号様式から別記第十号様式までの規定中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁